家 庭 用 温 水 暖 房 契 約

（小千谷地区）

選択約款

2025 年 4 月 1 日実施

北 陸 瓦 斯 株 式 会 社

目　　次

１．この選択約款の変更---------- 1
２．用語の定義---------- 1
３．適用条件---------- 2
４．契約の締結---------- 2
５．使用量の算定---------- 2
６．料金---------- 2
７．延滞利息---------- 3
８．単位料金の調整---------- 3
９．名義の変更---------- 4
10．契約の変更又は解約---------- 4
11．設置確認---------- 4
12．その他---------- 5
付　則---------- 6
（別　表）
１．料金及び消費税等相当額の算定方法---------- 7
２．料金表１（冬期）---------- 8
３．料金表２（その他期）---------- 8

１．この選択約款の変更

（１）当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、（３）及び（４）のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。

（２）お客さまは、（１）に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は，この選択約款による契約を解約することができます。

（３）この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（４）に定める場合を除きます。

①　供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

②　契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

（４）この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

２．用語の定義

（１）「家庭用セントラルヒーティングシステム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、放熱器を複数接続する機能を有する熱源機により、居室に設置した放熱器に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。

（２）「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。

（３）「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。

（４）「その他期」とは５月分から１１月分までをいい、「冬期」とは１２月分から４月分までをいいます。

（５）「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（６）「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては１０パーセントといたします。

（７）「単位料金」とは、８に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

３．適 用 条 件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

（１）専用住宅又は併用住宅の居室部分において、家庭用セントラルヒーティングシステムを使用すること。

（２）１需要場所におけるガスメーターの能力の合計が１６立方メートル毎時以下であること。

４．契約の締結

（１）この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。

（２）申し込みの際は、所定の申込書により当社に申し込んでいただきます。

（３）本契約の解約又は一般ガス供給約款（小千谷地区）に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款（小千谷小型空調契約、小千谷空調夏期契約又は小千谷家庭用コージェネレーションシステム契約に限ります。）の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般ガス供給約款（小千谷地区）への変更の日から１年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は一般ガス供給約款（小千谷地区）への変更の場合はこの限りではありません（（４）において同じ）。

（４）本契約から他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

（５）当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息を、一般ガス供給約款（小千谷地区）に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

（６）お客さまは、同一需要場所でこの選択約款と当社の他の約款を重複して締結することはできません。

５．使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

６．料　　金

（１）当社は、別表の料金表を適用して料金を算定いたします。

（２）料金算定期間の末日（検針日）がその他期間に属する場合には別表の料金表２を適用し、料金算定期間の末日（検針日）が冬期に属する場合には別表の料金表１を適用いたします。

（３）当社は、料金について、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（４）料金は、一般ガス供給約款（小千谷地区）に規定する支払義務発生日の翌日から起算して３０日目（以下「支払期限日」といいます。）までにお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して３０日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

７．延滞利息

（１）お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

①　料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合

②　料金を支払期限日の翌日から起算して１０日以内に支払われた場合

（２）延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数

×０．０２７４パーセント（１円未満の端数は切り捨てます）

（備　考）

消費税等相当額の算定方法は、別表１（４）のとおりといたします。

（３）延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

（４）延滞利息の支払期限日は、（３）の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じといたします。

８．単位料金の調整

（１）当社は、毎月、（２）②により算定した平均原料価格が（２）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表における基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表１（３）のとおりといたします。

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋０．０７９円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金－０．０７９円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

（備　考）

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は、切り捨てます。

（２）（１）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

４７，９８０円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表１（３）で定められた各３か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）といたします。

（備　考）

トン当たりＬＮＧ平均価格は、当社の本社及び支社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算　式）

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

９．名義の変更

お客さま又は当社が第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

１０．契約の変更又は解約

（１）お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は１によりこの選択約款が変更された場合は、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。

（２）当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（３の適用条件を満たさなくなった場合を含む。）には、相互に契約を解約できるものといたします。

１１．設置確認

（１）当社は、家庭用セントラルヒーティングシステムが設置、使用されているかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款を解約し、解約日以降一般ガス供給約款（小千谷地区）を適用いたします。

（２）家庭用セントラルヒーティングシステムを取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連

絡していただきます。なお、家庭用セントラルヒーティングシステムを取り外した場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般ガス供給約款（小千谷地区）を適用いたします。

１２．そ　の　他

その他の事項については、一般ガス供給約款（小千谷地区）を適用いたします。

付　　則

１．この選択約款の実施期日

この選択約款は、２０２５年４月１日から実施いたします。

（別　　表）

１．料金及び消費税等相当額の算定方法

（１）料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

（２）従量料金は、基準単位料金又は８の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

（３）調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の料金の算定

にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

（４）料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（１＋消費税率）

２．料金表１（冬期）

（１）料金表（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	１，３２０．００　円

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	９０．４７　円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

３．料金表２（その他期）

（１）適用区分

料金表Ａ:使用量が 0 立方メートルから 23 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ:使用量が 23 立方メートルを超え、323 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ:使用量が 323 立方メートルを超える場合に適用いたします。

（２）料金表Ａ（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	６２９．２０　円

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	１１６．２１　円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

（３）料金表Ｂ（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	７３３．７０　円

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	１１１．６７　円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

（４）料金表Ｃ（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	２，０４４．９０　円

② 基準単位料金

１立方メートルにつき	１０７．６１　円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。